

## No. 13 公益財団法人青森県暴力追放県民センター

### 1 法人の概要

(平成 25 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 井畑 明男	県所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課
設立年月日	平成 4 年 4 月 23 日	基本財産	715,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	581,050 千円	81.3%
	青森競輪場	20,000 千円	2.8%
	青森市	19,287 千円	2.7%
	八戸市	16,049 千円	2.2%
	弘前市	11,657 千円	1.6%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	8名	1名
	監事	2名	0名
	職員	3名	3名
備考	県OB 1名		
業務内容	暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及・思想の高揚を図るための広報及び啓発、県民からの相談、少年に対する暴力団の影響を排除する活動、暴力団からの離脱支援、不当要求防止責任者講習の実施等		
経営状況 (平成 24 年度)	経常収益	27,422 千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,820 千円
	経常費用	26,597 千円	
	当期経常増減額	825 千円	
	当期一般正味財産増減額	825 千円	

### 2 沿革

昭和 60 年頃、暴力団の対立抗争事件が全国各地で多発し、広域暴力団が本県にも進出するなど、活発化する暴力団の活動に対する県民の危機感を背景に、官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進する目的で、昭和 62 年に「暴力追放青森県民会議」が設立された。

暴力団による県民や県内企業を対象とした不当行為が増えるにつれ、相談活動等を恒常的に推進する必要が生じてきたこと、また、平成 4 年 3 月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の施行を機に基盤充実を図る必要があるとの判断から、前記「暴力追放青森県民会議」を発展的に解消して平成 4 年 4 月に「財団法人暴力追放青森県民会議」を設立するに至った。

なお、当法人は、平成 22 年 12 月から「公益財団法人青森県暴力追放県民センター」に名称変更の上、公益財団法人に移行した。

### 3 法人を取り巻く現状

基本財産の運用収入に加え、賛助会員からの賛助金収入により事業資金を確保してきたが、改正暴力団対策法の施行により、新たに「暴力団事務所使用差止請求業務」を実施することとなっているほか、長引く景気低迷や東日本大震災の影響等から賛助金の未納も増加傾向にあり、当法人の安定的な財務基盤を構築するためにも、賛助会員の新規獲得に向けた取組とより効率的な資産運用が重要となっている。

### 4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

#### (1) 賛助会員の加入促進

##### ア 法人の対応

不当要求防止責任者講習や各職域・地域暴排団体の研修会等、あらゆる機会を捉えて加入を呼びかけているほか、新聞、ラジオ、ポスター掲示、広報資料の作成・配布等により知名度の向上と活動状況の周知を図った結果、賛助会員数は前年度と比較して24団体・個人の増加となったが、退会や賛助金の未納等もあり、厳しい状況が続いている。

##### イ 委員会の意見等

新たに実施する「暴力団事務所使用差止請求業務」は、住民に代わって暴力団組事務所の使用差し止め請求訴訟を提起するものであり、当法人が訴訟費用を負担することから経費の増加が見込まれるが、当法人の意義と認知度を高める効果も認められるため、**機会を捉えて広く県民や県内企業に当法人の存在や活動内容の周知を図り、賛助会費の収入増加に向けた新規会員の獲得に努めていただきたい。**

#### (2) 資産運用方針等の明確化

##### ア 法人の対応

基本財産の運用に当たっては、県債、地方債、国債等リスクが少なく、高利率のものを購入することを基本方針としている。現在は主に償還期間が20年の債券を購入しているが、今後の景気の変動や当法人の事業の状況によっては、買い換えも検討する必要がある、証券会社等からの情報を参考に判断していくこととしている。

##### イ 委員会の意見等

当法人の「資金運用規程」では、運用責任者や事務手続き等の運用体制は定めているものの、運用の基本方針や運用基準が具体的には定められていない。

基本財産の運用は、公金による出資等が行われていることを踏まえ、安全かつ確実であることが求められるが、一方で効率的な資産運用による更なる運用収入の確保にも努める必要があることから、**あらかじめ、より具体的な資産運用方針や運用基準を定める必要がある。**